

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--|-----------|------------|--|---------------------|-------------------|---|--------|
| 1 | 農業研究センター | 広範な育種素材とゲノム情報の活用による効率的なサトウキビ育種技術と新規有用素材の選定 | 平成31年4月1日 | 21,542,000 | サトウキビ新規育種素材・技術開発コンソーシアム代表法人 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター | 茨城県つくば市大わし1-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本研究委託業務は、平成30年度からの継続事業であり、本研究委託を遂行するには、育種に関する高度な専門知識や技術が求められる。平成30年度からの事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。なお、平成30年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により広く公募を行い、企画提案内容等を選定委員会において応募のあった1社の審査を行った。 | 特命随意契約 |
| 2 | 農業研究センター | 有色豆由来アントシアニンおよびプロシアニジンの抗癌効果 | 平成31年4月1日 | 2,355,000 | 学校法人中村学園 中村学園大学 | 福岡県福岡市城南区別府5丁目7番地1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本研究委託業務は、平成30年度からの継続事業である。平成30年度からの事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。なお、平成30年度の業者選定にあたっては、プロポーザル方式により広く公募を行い、企画提案内容等を選定委員会において有色豆の機能性に関する知見および、研究実績が優れており、総合得点でも基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 3 | 農業研究センター | 植物フラボノイド等による免疫系を介した抗アレルギー・抗炎症作用の研究 | 平成31年4月1日 | 2,355,000 | 福岡工業大学総合研究機構 | 福岡県福岡市東区和白東3-30-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本研究委託業務は、平成30年度からの継続事業である。平成30年度からの事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。なお、平成30年度の業者選定にあたっては、プロポーザル方式により広く公募を行い、企画提案内容等を選定委員会においてニガナやヨモギ等に含まれる機能性成分に関する知見および、研究実績が優れており、総合得点でも基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 4 | 農業研究センター | サトウキビ交配温室システム年間保守点検 | 平成31年4月1日 | 1,404,000 | アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー九州支店 | 福岡県福岡市博多区冷泉町2-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本委託業務の対象である交配温室システム(交配温室、日長処理室、出穂誘導室)のメイン機器である環境計測と各種機器の制御を行うコンピューター(グリーンキット)は、「アズビル株式会社」製であり、独自のプログラム設計が施されているので、同社以外では保守点検の対応が不可能である。 | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|-------------------------|-----------|------------|---|--------------------|-----------------------|--|--------|
| 5 | 農業研究センター | 気象観測システム保守契約 | 平成31年4月1日 | 1,404,000 | アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー九州支店 | 福岡県福岡市博多区冷泉町2-1 | 第167条の2第1項第2号 | 気象観測システムのメイン機器である計測コンピュータが当社製であり、独自のプログラム設計が施されていることから、同社以外では保守点検対応ができないため。 | 特命随意契約 |
| 6 | 農業研究センター | 市況解析システム保守契約 | 平成31年4月1日 | 1,179,921 | 富士通株式会社 沖縄支店 | 沖縄県那覇市久茂地1-12-12 | 第167条の2第1項第2号 | 市況解析システムは富士通株式会社が沖縄県農業研究センター向けにカスタマイズしたシステムであり、同社以外では保守点検対応が困難なため。 | 特命随意契約 |
| 7 | 農業研究センター名護支所 | 業務用自動車賃貸借 | 令和元年6月13日 | 1,115,532 | 株式会社トヨタレンタリース沖縄 | 那覇市赤嶺2丁目13-1 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 | 指名競争入札をするため、5社に入札にかかる文書を送付するが、4社辞退、1社のみ参加となった。1社のみでは入札不成立であるため、参加した1社と随意契約を行った。 | 長期継続契約 |
| 8 | 森林資源研究センター | 平成31年度松くい虫天敵生産等業務委託 | 平成31年4月4日 | 8,001,720 | 第一農薬株式会社 | 沖縄県沖縄市海邦町3番11 | 第167条の2第1項第8号 | 一般競争入札の応募が2業社あり入札を実施。3回の入札を実施したが不落となったため、最低入札者と見積り合わせ書により随意契約を締結した。 | |
| 9 | 森林資源研究センター | 令和元年度海岸防災林の効果向上技術開発業務 | 令和元年6月18日 | 18,418,320 | 公社)沖縄県緑化推進委員会 | 沖縄県南風原町字新川135番地 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合点数の評価が基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 10 | 水産海洋技術センター | モズク漁場の環境データモニタリング調査委託事業 | 平成31年4月1日 | 7,776,000 | (株)沖縄環境保全研究所 | うるま市宇州崎7-11 | 第167条の2第1項第5号および7号 | 本事業は、モズクの養殖現場の課題である「芽出し不良」と「芽落ち」の環境条件の特定を目的に、環境測定機器を設置し、平成29～31年度まで調査を行う。機器の設置に伴うデータの欠落期間が生じないよう養殖期間(11～6月)を継続して調査する必要があるため、また、機器の設置費用も不要となることから、前年度と同一社を契約の相手方とした。平成29年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意契約 |
| 11 | 水産海洋技術センター | 平成31年度海洋保護区調査支援事業委託業務 | 令和1年6月6日 | 4,892,400 | 海洋保護区調査支援事業委託業務水圏科学コンサルタント・沖縄環境科学研究所共同企業体 | 東京都大田区東浦田2丁目30番17号 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式の企画提案書の公募及び審査により選定した。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------------------------|--|----------------|------------|--|---|-------------------|---|------------|
| 12 | 水産海洋 技術セン ター | 平成31年度県 産水産物の海 外市場拡大事 業に係るナマコ 類資源量調査 委託業務 | 令和1年6 月10日 | 8,996,400 | (株)沖縄環境分析セン ター | 宜野湾市真栄平3丁目7 番24号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、本県のナマコ類資源量を推定する ため主要な海域を3年(平成29年度から平成31 年度)かけて調査する。各海域での推定精度 の偏りない算定のため同一手法・同一調査要 員が必要であり、種のリスト作成には、同一分 類基準が適用される必要があるため、前年度 と同一社を契約の相手方とした。なお、平成29 年度の業者選定にあたっては、公募型プロ ポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |
| 13 | 水産海洋 技術セン ター石垣支 所 | ナミハタ保護区 モニタリング調 査 | 平成31年 4月4日 | 1,524,129 | 八重山漁業協同組合 | 沖縄県石垣市新栄町83 | 第167条の2 第1項第2号 | 本委託業務の調査は、漁業者によって設定 された産卵保護区において、潜水観察等によ り親魚密度を調査する内容であり、調査の遂 行のためには、漁場の特性に精通する漁業者 の参画が不可欠である。 八重山漁協は、当該保護区の管理に携わる 漁業者が所属する組織であり、今後の保護区 運営において主体的な役割を担う。そのため、 唯一かつ最も合理的な契約相手先として八重 山漁協を選定した。 | 特命随意 契約 |
| 14 | 畜産研究 センター | 家畜飼料売買 単価契約 | 4月1日 | 4,106,551 | 沖縄県農業協同組合 | 那覇市壺川2-9-1 | 第167条の2 第1項第6号 | 牛の発育ステージにより、給餌する飼料は合 計49種類(規格違い含む)の多品目にわたり、 単価にばらつきがあるため競争入札に不適で ある。よって、4者から見積りを徴し最安値の者 と契約した。 | |
| 15 | 畜産研究 センター | 液体窒素の購 入(単価契約) | 4月1日 | 5,986,440 | 株式会社 オカノ | 那覇市安謝1-23-8 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該物品は、沖縄本島内において選定業者 以外で取り扱っていないため。 | 特命随意 契約 |
| 16 | 畜産研究 センター | 現場検定用子 牛の購入 | 5月23日 | 1,463,701 | 沖縄県農業協同組合 | 那覇市壺川2-9-1 | 第167条の2 第1項第6号 | 当該牛は、全国和牛登録協会の規定に基づ く血統、月齢が限定されている。そのため相手 方と調整し、諸条件に合うよう計画的に交配、 肥育した子牛を購入している。 | 特命随意 契約 |
| 17 | 流通・加工 推進課 | 中央卸売市場 機能のあり方 に関する調査 業 | 平成31年 4月22日 | 15,337,900 | 株式会社流通研究所・株 式会社国建共同企業体 ①株式会社流通研究所 ②株式会社国建 | ①神奈川県厚木市寿町1 丁目4番3-2号 ②沖縄県那覇市久茂地1 丁目2番20号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ2社から応募があった。それぞれの企画提案 内容等を企画提案審査会において審査したと ころ、左の社の提案は総合得点が最も高得点 であったため、契約の相手方として選定した。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|-------------------------|---------------|------------|--|--|-------------------|---|------------|
| 18 | 流通・加工 推進課 | 平成31年度不利性解消出荷体制強化支援事業 | 令和元年 5月10日 | 18,889,000 | ブルームーンパートナーズ株式会社 | 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1 なは産業支援センター 404 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 19 | 流通・加工 推進課 | 県産特産果樹機能性評価・利活用推進事業委託業務 | 令和元年 5月20日 | 39,272,000 | 県産特産果樹機能性評価・利活用推進事業受託コンソーシアム ①株式会社クロックワーク ②沖縄県農業協同組合 ③北海道科学技術総合振興センター ④北海道情報大学 | ①沖縄県那覇市牧志2-19-10 松善ビル1F ②沖縄県那覇市壺川2丁目9-1 ③北海道札幌市北区北21条西12丁目 ④北海道江別市西野幌59-2 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業はシークワサーの機能性表示食品取得に向けた機能性解明について調査・研究を行うもので、事業内容に試験研究的な要素が強く、目的とする成果を得るためには継続的かつ円滑な研究の推進が必要となる。そのため沖縄県随意契約ガイドラインに従い初年度である平成29年度に企画提案を公募し、平成29年から平成31年度までの事業期間全般の企画提案書及び見積書を徴して評価し、委託事業者を選定した。 | 特命随意 契約 |
| 20 | 流通・加工 推進課 | 県産農産物品質改善に向けた出荷モデル構築事業 | 令和元年 5月24日 | 7,090,221 | 株式会社流通研究所 | 神奈川県厚木市寿町一丁目4番3-2号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は各評価項目および総合得点が共に高かったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 21 | 流通・加工 推進課 | おきなわ農産物マーケティングミックス事業 | 令和元年 5月24日 | 22,719,000 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県農業協同組合は農業者を対象とする公共的団体であり、生産者団体による販促活動を通して産地育成を図る等、農業生産振興の視点が必要となるプロモーションについて十分な実績を残している。このような取り組みを他の事業者が実施することは困難であることから、当該業者は本事業の受託者として適当であると判断できる。 | 特命随意 契約 |
| 22 | 流通・加工 推進課 | 6次産業化人材育成活性化事業 | 令和元年 5月27日 | 35,327,000 | 6次産業化人材育成活性化事業コンソーシアム ①株式会社アール・ピー・アイ ②株式会社アドスタッフ博報堂 | ①東京都千代田区神田神保町2丁目38番いちご九段ビル3階 ②沖縄県那覇市久茂地3-17-5美栄橋ビル | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は最低基準点を上回る得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|------------------------------|---------------|-------------|--|--|-------------------|---|-----|
| 23 | 流通・加工 推進課 | 県産農林水産物輸出体制構築事業(ブランド推進) | 令和元年 5月27日 | 11,339,460 | 株式会社ノイズ・バリュー社 | 沖縄県那覇市銘苅2丁目4番35号アーバンプラネットビル3F | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は評価点が基準点以上を獲得したため、契約の相手方として選定した。 | |
| 24 | 流通・加工 推進課 | 異分野連携による農林水産物ブランド力強化事業委託業務 | 令和元年 6月3日 | 7,363,000 | 異分野連携による農林水産物ブランド力強化事業 コンソーシアム ①光文堂コミュニケーションズ株式会社 ②株式会社JTB沖縄 | ①沖縄県島尻郡南風原町字兼城577 ②沖縄県那覇市おもろまち4-19-30 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は事業内容や実施計画等の評価項目において優れていることから評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 25 | 流通・加工 推進課 | 「沖縄県6次産業化サポートセンター」委託業務 | 令和元年 6月3日 | 10,925,000円 | 丸正印刷株式会社・株式会社ライヴス共同企業体 ①丸正印刷株式会社 ②株式会社ライヴス | ①沖縄県西原町小那覇1215 ②東京都渋谷区広尾1-13-1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により公募を行ったところ、1社より応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、現状と課題認識、業務の理解度において評価が高く、基準点を上回っていたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 26 | 流通・加工 推進課 | 県産農林水産物輸出体制構築事業(テストマーケティング等) | 令和元年 6月7日 | 32,399,999 | 平成31年度県産農林水産物輸出体制構築事業 コンソーシアム ①株式会社プロダクツ・ブランディング ②沖縄県農業協同組合 ③株式会社アドスタッフ博報堂 | ①沖縄県那覇市久茂地3-17-5美栄橋ビル5F ②沖縄県那覇市壺川2-9-1 ③沖縄県那覇市久茂地3-17-5美栄橋ビル | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 27 | 流通・加工 推進課 | 「おきなわ食材の店」における県産食材利用拡大事業 | 令和元年 6月12日 | 9,718,000 | 光文堂コミュニケーションズ株式会社 | 沖縄県南風原町字兼城577番地 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は最低基準点を上回る得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 28 | 流通・加工 推進課 | 学校給食における県産食材利用促進モデル事業 | 令和元年 6月17日 | 4,514,400円 | 株式会社マイファーム | 京都府京都市下京区朱雀正会町1-1KYOCA会館3階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合点数の評価が基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|----------------------------------|---------------|-----------|---|---|-------------------|--|------------|
| 29 | 流通・加工 推進課 | 県産農産物ブ ランディング推 進事業委託業 務 | 令和元年 6月19日 | 3,271,000 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川二丁 目9番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、事業者や消費者向けのプロ モーション活動、県外農産物流通のコスト低 減、地理的表示法等の取得推進等、複雑かつ 多岐にわたるものである。沖縄県農業協同組 合は農業者を対象とする公共的団体であり、 上記業務に類する販売促進活動については、 国内外の量販店等において継続的なフェア等 を実施している。このような取り組みを他の事 業者が実施することは困難であることから、当 該業者は本事業の受託者として適当であると 判断できる。 | 特命随意 契約 |
| 30 | 流通・加工 推進課 | 県産農林水産 物総合情報発 信事業 | 令和元年 7月2日 | 6,480,000 | 沖縄県産農林水産物総 合情報発信事業コンソー シアム ①光文堂コミュニケーショ ンズ株式会社 ②株式会社フラッシュエッ ジ | ①沖縄県島尻郡南風原 町字兼城577 ②沖縄県那覇市曙2-2 3-9やまたいビル4F | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ2社から応募があった。それぞれの企画提案 内容等を選定委員会において審査したところ、 左の社の提案は総合得点で最も高得点であっ たため、契約の相手方として選定した。 | |
| 31 | 流通・加工 推進課 | 県産花き類プ ロモーション事 業委託業務 | 令和元年 7月4日 | 6,872,000 | 沖縄県花卉園芸農業協 同組合 | 沖縄県浦添市伊奈武瀬1 丁目10番地1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県花卉園芸農業協同組合は、農業者を 対象とする公共的団体であり、県産花き類の 出荷・販売の多くを担っている。当該事業は県 産花き類のプロモーション活動として、県内外 における商談会、イベント等へ出展、生産者に よる販促活動、花育に関する啓発活動等、多 角的な活動を計画している。このような取組を 他の事業者が実施することは困難であること から、当該業者は本事業の受託者として適当 であると判断できる。 | 特命随意 契約 |
| 32 | 中央卸売 市場 | 廃棄物の仲介 処理業務委託 | 平成31年 4月4日 | 4,284,000 | 沖縄県中央卸売市場協 会 | 沖縄県浦添市伊奈武瀬1 丁目11番1号 | 第167条の2 第1項第7号 | 当協会は、市場内にあることから、市場業者と 密に連携することで、廃棄物の処理を効率的 に行うことが可能である。さらに、廃棄物の仲 介処理業務を受託した実績があることから契 約の相手方として適当である。 | 特命随意 契約 |
| 33 | 中央卸売 市場 | ねずみ・衛生害 虫防除業務 | 令和元年 5月31日 | 1,209,600 | 沖縄サニタリー株式会社 | 沖縄県那覇市西2丁目13 番15号 | 第167条の2 第1項第8号 | 一般競争入札に付し入札参加者がいなかった ので、本業務と同種実績のある業者見積合わ せて選定した。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---------------------------------|------------|--|--|--|-------------------|---|--------|
| 34 | 農政経済課 | 農業近代化資金システム保守業務 | 平成31年4月1日 | 378,000 | (株)オーシーシー | 浦添市沢岬2丁目17-1 | 第167条の2 第1項第6号 | 当該システムは平成14年度に(株)オーシーシーが開発しており、翌年度以降継続して保守業務を行っている。当該システムの設計、操作手順等システムに関する詳細事項を熟知していることから、保守業務についても当社以上に迅速かつ的確に行うことができる業者はないため、当社を選定している。 | |
| 35 | 農政経済課 | 未収金回収業務委託(農業改良資金) | 平成31年4月1日 | 回収のあった金額の30%とこれに対する消費税相当額及び一債権の調査業務に対し10,000円とこれに対する消費税相当額 | 株式会社沖縄債権回収サービス | 那覇市西1丁目19番7号 | 第167条の2 第1項第2号 | 委託業務の内容上、債務者に関する個人情報取扱業務や督促業務等を伴い、高い遵法意識が必要である。業者の選定には、法務大臣の認定を受け、自治体からの受託実績等を有する債権回収会社を選定する必要があり、一般の競争入札には適さない。沖縄県内で法務大臣の認可を受けて営業を行っている債権回収会社で、回収業務の受託を行っている会社は1社のみであるため。 | 特命随意契約 |
| 36 | 営農支援課 | 新県立農業大学校整備基本計画策定支援業務 | 平成31年4月5日 | 12,754,800 | 株式会社国建 代表取締役社長 比嘉盛朋 | 那覇市久茂地1丁目2番20号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の計画策定事務についての提案内容が優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 37 | 営農支援課 | 平成31年度赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度設計委託業務 | 平成31年4月15日 | 29,440,800 | 赤土等流出防止営農対策促進事業コンソーシアム ①(株)沖縄イニシアティブ ②(株)サニーサイドアップ | ①那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター317 ②東京都渋谷区千駄ヶ谷4-23-5 JPR千駄ヶ谷ビル7F | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、平成29年度から平成31年度までの3年間の継続事業であり、最終年度となる平成31年度は、平成30年度までに実施した内容をもとに寄付施策を実施するため、事業の継続性が必要となる。これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。なお、平成29年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--|---------------|------------|--|---|-------------------|--|------------|
| 38 | 営農支援課 | アグリチャレンジ起業者育成事業委託業務 | 平成31年 4月1日 | 4,800,000 | アグリチャレンジ起業者 育成事業コンソーシアム ①株式会社九州経済研 究所 ②光文堂コミュニケーショ ンズ株式会社 | ①鹿児島県鹿児島市呉 服町3番10号鹿児島銀行 呉服町別館内 ②南風原町字兼城577番 地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、各地区にある普及機関が支援を 行う起業者に対し、販路開拓支援を行うことを 目的としている。よって、普及機関を含めた関 係機関との連携が不可欠である。 また、当該事業において、普及機関の職員が 講座等で活用するための手引き書を作成する ことを成果の一つとしている。手引き書の作成 にあたっては、平成30年度において専門家の 方から意見を聴取し、暫定版を作成しており、 平成31年度において完成版を作成することと している。 したがって、事業目的達成のためには、専門 家や普及機関との調整等、継続性が求められる ことから、平成30年度に公募型プロポーザル 方式で選定した業者と引き続き契約を締結す ることが、事業の達成に有効であると考えた。 | |
| 39 | 園芸振興課 | 商標登録され た認定品種等 熱帯果樹の生 産量増加に向 けた流通モデ ル開発事業 | 令和元年 5月10日 | 5,999,940 | 株式会社ノイズ・バリュー 社 | 沖縄県那覇市銘苅2-4 -35アーバンプラネット ビル3F | 第167条の2 第1項第2号 | 平成27年度の契約にて、熱帯果樹の一貫し たブランド化及び流通モデル開発のため、プロ ポーザル方式でノイズ・バリュー社を選定して いる。 選定にあたり次年度及び5年計画について 提案させ評価し選定しており、統一したブラン ド化への実践を行うため本年度も選定した。 | 特命随意 契約 |
| 40 | 園芸振興課 | 熱帯果樹優良 種苗普及シス テム構築事業 (普及システム 構築に係る調 査等業務) | 令和元年 5月28日 | 24,219,000 | 熱帯果樹優良種苗普及 システム構築事業コン ソーシアム ①株式会社沖縄TLO ②有限会社産創研 | ①西原町字千原1番地 ②南城市知念字知名884 番地5 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、優良種苗の産地育成を図るため、 熱帯果樹優良種苗普及システムの構築を行う ことを目的としている。H27年度の企画提案の 際に5年間の実証行程や計画表等複数年の 書類を徴して評価している。また、これまでの 調査結果や課題等をふまえ、5年計画の最終 年度の完成に向けて取り組んで行く必要があ るため、本年度も契約相手として選定した。 | 特命随意 契約 |
| 41 | 園芸振興課 | 熱帯果樹優良 種苗普及シス テム構築事業 (優良種苗生産 技術の開発) | 令和元年 5月31日 | 15,232,272 | (一財)沖縄美ら島財団 | 沖縄県国頭郡本部町字 石川888番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、優良種苗(健全苗)の大量増殖技 術の開発を目的としており、高い専門性、技 術・ノウハウ等が必要とされる。以上を満た しているのは沖縄県美ら島財団しか該当せず、 さらに、沖縄美ら島財団とはH27年度から契約 を行っており、継続性が必要な業務内容であ るため、本年度も契約相手として選定した。 | 特命随意 契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---|---------------|-----------|-----------|-------------------------|-------------------|---|------------|
| 42 | 園芸振興課 | 熱帯果樹優良 種苗普及シス テム構築事業 (パインアップ ル新品種の種 苗増殖委託業 務) | 令和元年 6月24日 | 8,867,224 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川二丁 目9番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、新品種の大量増殖を目的としており、高い専門性、技術・ノウハウ等が必要とされる。沖縄県農業協同組合は、生産部会や育苗ハウスをゆうしており種苗増殖普及体制が整っている。さらに、沖縄県農業協同組合とはH30年度から契約を行っており、継続性が必要な業務内容であるため、本年度も契約相手として選定した。 | 特命随意 契約 |
| 43 | 糖業農産課 | 水稻の共同育苗 による効果 等調査に係る 委託業務 | R1.6.28 | 1,963,000 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川2-9-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の委託業務は、水稻の栽培における共同育苗を実施し、それらに係るコストや水稻生育等への影響を調査するものである。沖縄県農業協同組合は、農業者を対象とする公共的団体であり、水稻農家及び水稻部会への技術指導、収穫された米の集荷、品質検査等を実施している。本事業の実施は、水稻産地の伊平屋村で行うため、このような取組を他の事業者が実施することは困難であることから、当該事業者は本事業の受託者として妥当であると判断できる。 | 特命随意 契約 |
| 44 | 糖業農産課 | さとうきび採苗 機及びセル苗 植付機の試作 機実証委託業 務 | 令和元年 5月23日 | 2,763,670 | 株式会社くみき | 沖縄県島尻郡与那原町 字上与那原439番 | 第167条の2 第1項第6号 | 本業務の前段である、機械類の開発を委託する相手方を、平成27年度及び平成28年度に公募型プロポーザル方式により選定し、平成29年度にかけて実施した。 平成30年度～令和元年度は同機械類の実証となり、開発段階で得られた知見や情報が必要となる。 これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----|---|------------|------------|-------------------------------------|--------------------|------------------|---|--------|
| 45 | 畜産課 | 平成31年度県産農林水産物輸出体制構築事業(畜産)委託業務 | 平成31年4月1日 | 33,749,018 | 沖縄県畜産部輸出促進協議会 | 沖縄県那覇市古波蔵1丁目24番27号 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本委託業務は、地域資源である「アグーブランド豚肉」等のブランド力を活かした需要開拓により増加傾向にある県産食肉輸出量を更に増やすことを目的としている。</p> <p>今回、委託先として沖縄県畜産物輸出促進協議会を選定する理由は、本協議会の会員は県産畜産物の輸出に取組む事業者(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵事業者合計17事業者)で構成されている。</p> <p>また、本協議会は(公財)畜産振興公社が事務局となっていることから、公社の生産・流通・消費に関する各種畜産団体とのネットワーク機能や畜産物の流通に関する情報の収集・分析及びその方策の検討や実施を行う知見・実績を活用できることから同協議会へ委託することが事業推進上適切と考えたため。</p> | 特命随意契約 |
| 46 | 畜産課 | 地域景観配慮型畜産臭気対策モデル事業 | 平成31年4月15日 | 39,320,640 | 一般財団法人 沖縄県環境科学センター | 沖縄県浦添市宇経塚720番地 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本業務は、平成29年度から平成31年度までの3年間の継続事業であり、近年強化されつつある畜産臭気に係る環境規制に適正に対応し、農家普及に資する対策技術、システム構築を図るためには、専門的かつ豊富な経験が必要とする業務である。また、業務の取組を継続性しつつ効率的・効果的に事業を推進するため、前年度と同一の契約相手方とした。</p> <p>なお、平成29年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。</p> | 特命随意契約 |
| 47 | 畜産課 | 沖縄アグー豚安定供給体制確立事業に係る委託業務(沖縄アグー豚組織を利用した増殖精子の作製) | 平成31年4月5日 | 999,999 | 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物機能利用研究部門 | 茨城県つくば市大わし1番2 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本業務は、平成29年度から平成32年度までの4年間の継続事業であり、沖縄アグー豚の遺伝資源保存は高度な技術を必要とする業務である。</p> <p>これらの業務は、企画提案内容及び実績等を当該事業推進検討委員会において評価を行い、業務の継続性による効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の契約相手方として選定した。</p> <p>なお、平成28年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。</p> | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------------|--|---------------|------------|---|-------------------------|-------------------|--|------------|
| 48 | 畜産課 | 沖縄アグー豚 安定供給体制 確立事業に係 る委託業務(沖 縄アグー豚卵 子、受精卵の 保存) | 平成31年 4月8日 | 999,999 | 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合 研究機構 生物機能利用研究部門 | 茨城県つくば市池の台2 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、平成29年度から平成32年度までの 4年間の継続事業であり、沖縄アグー豚の遺 伝資源保存は高度な技術を必要とする業務で ある。 これらの業務は、企画提案内容及び実績等を 当該事業推進検討委員会において評価を行 い、業務の継続性による効率的・効果的に推 進するため、前年度と同一の契約相手方と して選定した。 なお、平成28年度の業者選定にあたっては、 公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |
| 49 | 畜産課 | 沖縄アグー豚 安定供給体制 確立事業に係 る委託業務(沖 縄アグー豚受 精卵の移植) | 平成31年 4月5日 | 999,999 | 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合 研究機構 生物機能利用研究部門 | 茨城県つくば市大わし1 番2 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、平成29年度から平成32年度までの 4年間の継続事業であり、沖縄アグー豚の遺 伝資源保存は高度な技術を必要とする業務で ある。 これらの業務は、企画提案内容及び実績等を 当該事業推進検討委員会において評価を行 い、業務の継続性による効率的・効果的に推 進するため、前年度と同一の契約相手方と して選定した。 なお、平成28年度の業者選定にあたっては、 公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |
| 50 | 中央家畜 保健衛生 所 | 死亡牛保管冷 蔵施設向け紫 外線光触媒脱 臭装置の賃貸 借及び保守 | 平成31年 4月1日 | 1,095,600 | 日本施設株式会社 | 東京都世田谷区上間4丁 目33番地10号 | 第167条の2 第1項第2号 | BSE(牛海綿状脳症)検査のための死亡牛冷 蔵保管庫に設置する脱臭装置は、死亡牛から 発生する硫化水素など健康被害のある悪臭ガ スを発生除去するとともに、周辺環境にも配慮 する必要がある。左の社は独自の紫外線光触 媒方式により、高い安全性を確保し周辺環境 対策がとられていることから、契約の相手方と した。 | 特命随意 契約 |
| 51 | 家畜改良 センター | 平成31年度(上 半期)車輛燃料 等売買単価契 約 | 平成31年 4月1日 | 2,819,500 | (株)JAおきなわSS | 沖縄県国頭村字辺土名 1581-2 | 第167条の2 第1項第2号 | センター周辺には他に給油施設はなく、当該 事業所以外では、当センターへの迅速な燃料 運搬供給ができないため。 | 特命随意 契約 |
| 52 | 家畜改良 センター | 乳用牛用飼料 単価契約(第一 四半期) | 平成31年 4月1日 | 20,011,796 | 沖縄県酪農農業協同組 合 | 沖縄県八重瀬町字友寄 960番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 県内において当該事業者以外では乳用牛用 飼料の多品目を取り扱っていないため。 また、乳用牛発育への影響から飼料の継続 性を保つ必要があるため。 | 特命随意 契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|------------------------------|-----------|-----------|----------------|-------------------|------------------|---|--------|
| 53 | 村づくり計画課 | 平成31年度沖縄の農家民宿一期一会創造事業に係る委託業務 | 令和元年6月13日 | 6,973,560 | (株)カルティベート | 沖縄県那覇市天久1丁目21-10 | 第167条の2第1項第2号 | 本委託業務は、農村に人を呼び込むための農家民宿を中心とした戦略づくりの調査や新たな試行・実証に取り組むものであり、業務成果に対するアイデア・センスや高度な専門知識に加え、創意工夫に基づく幅広い構想力・応用力が求められることから、企画競争型プロポーザル方式を採用し、評価順位が1位の事業者を契約相手方として選定した。 | |
| 54 | 村づくり計画課 | 土地改良専門技術者調査報告書作成業務 | 令和元年6月28日 | 1,206,360 | 沖縄県土地改良事業団体連合会 | 沖縄県南風原町字本部453番地3 | 第167条の2第1項第2号 | 土地改良専門技術者の調査報告業務は、農業土木の専門家、地域農業開発計画の専門家、農村環境の専門家へ委嘱することとされており、換地計画を定めるものについては土地改良換地士への委嘱が必要となる。これら全ての専門家が在籍しているのが、沖縄県土地改良事業団体連合会だけであり、特に換地業務に関する業務を実施している機関は、沖縄県土地改良事業団体連合会だけなので、契約相手として選定した。 | 特命随意契約 |
| 55 | 中部農林土木事務所 | 宜野湾漁港巡回・清掃業務 | 令和元年5月15日 | 990,000 | 浦添宜野湾漁業協同組合 | 沖縄県浦添市牧港五丁目22番2号 | 第167条の2第1項第2号 | 漁港施設は主に漁業者等が利用するものであり、その漁業者等の代表である地元の漁協に業務委託することにより、より効率的・効果的な業務の履行が期待できるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 56 | 中部農林土木事務所 | 泡瀬漁港巡回・清掃業務 | 令和元年5月15日 | 2,068,000 | 沖縄市漁業協同組合 | 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目11番28号 | 第167条の2第1項第2号 | 漁港施設は主に漁業者等が利用するものであり、その漁業者等の代表である地元の漁協に業務委託することにより、より効率的・効果的な業務の履行が期待できるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------------|------------------------------|----------------|------------|-------------------|-------------------------|-------------------|---|------------|
| 57 | 南部農林 土木事務所 | 南大東漁港(南 大東地区)巡回 清掃業務委託 | 平成31年 4月26日 | 1,369,500 | 南大東村漁業組合 | 沖縄県島尻郡南大東村 字池之沢339-5 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本件業務の目的は漁港を常時良好な状態に保つこと等であるが、漁港内での緊急事態(水難事故や漂着物の撤去等)の発生も想定されるため、受注者は緊急事態に対して迅速に対応できることが求められる。このような性質及び目的から本件業務は競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約に付する。</p> <p>南大東漁業組合は南大東漁港(南大東地区)を拠点として活動しており、日頃から漁業者の要望等を蓄積していることや、緊急事態の対応を迅速に行うことができる。したがって、本件業務の性質を満たし、目的に合致する業者は南大東村漁業組合のみであるため、同漁業組合を選定する。</p> | 特命随意 契約 |
| 58 | 南部農林 土木事務所 | 糸満漁港(北地 区)巡回清掃業 務委託 | 平成31年 4月26日 | 10,099,100 | 一般財団法人沖縄県水 産公社 | 沖縄県糸満市西崎町1丁 目4-11 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本件業務の目的は漁港を常時良好な状態に保つこと等であるが、漁港内での緊急事態(水難事故や漂着物の撤去等)の発生も想定されるため、受注者は緊急事態に対して迅速に対応できることが求められる。このような性質及び目的から本件業務は競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約に付する。</p> <p>一般財団法人沖縄県水産公社は糸満漁港(北地区)を拠点として活動しており、日頃から漁業者の要望等を蓄積している。また、漁港内に常駐していることから、緊急事態に対して迅速に対応することも可能である。したがって、本件業務の性質を満たし、目的に合致する業者は一般財団法人沖縄県水産公社のみであるため、同公社を選定する。</p> | 特命随意 契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------------|------------------|----------------|-----------|------------------|----------------------|-------------------|--|------------|
| 59 | 南部農林 土木事務所 | 泊漁港巡回清 掃業務委託 | 平成31年 4月26日 | 9,460,000 | 沖縄県漁業協同組合連 合会 | 沖縄県那覇市前島3丁目 25-39 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本件業務の目的は漁港を常時良好な状態に保つこと等であるが、漁港内での緊急事態(水難事故や漂着物の撤去等)の発生も想定されるため、受注者は緊急事態に対して迅速に対応できることが求められる。このような性質及び目的から本件業務は競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約に付する。</p> <p>沖縄県漁業協同組合連合会は泊漁港を拠点として活動しており、日頃から漁業者の要望等を蓄積している。また、漁港内に常駐していることから、緊急事態に対して迅速に対応することも可能である。したがって、本件業務の性質を満たし、目的に合致する業者は沖縄県漁業協同組合連合会のみであるため、同連合会を選定する。</p> | 特命随意 契約 |
| 60 | 南部農林 土木事務所 | 海野漁港巡回 清掃業務委託 | 平成31年 4月26日 | 1,210,000 | 知念漁業協同組合 | 沖縄県南城市知念字知 名1198 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本件業務の目的は漁港を常時良好な状態に保つこと等であるが、漁港内での緊急事態(水難事故や漂着物の撤去等)の発生も想定されるため、受注者は緊急事態に対して迅速に対応できることが求められる。このような性質及び目的から本件業務は競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約に付する。</p> <p>知念漁業協同組合は海野漁港を拠点として活動しており、日頃から漁業者の要望等を蓄積している。また、漁港内に常駐していることから、緊急事態に対して迅速に対応することも可能である。したがって、本件業務の性質を満たし、目的に合致する業者は知念漁業協同組合のみであるため、同漁業協同組合を選定する。</p> | 特命随意 契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------------|-----------------------------------|----------------|-----------|-------------------|---------------------------------------|-------------------|--|------------|
| 61 | 南部農林 土木事務所 | 糸満漁港(中・ 南地区)巡回清 掃業務委託 | 平成31年 4月26日 | 2,580,600 | 糸満漁業協同組合 | 沖縄県糸満市宇糸満60 3-1地先 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本件業務の目的は漁港を常時良好な状態に保つこと等であるが、漁港内での緊急事態(水難事故や漂着物の撤去等)の発生も想定されるため、受注者は緊急事態に対して迅速に対応できることが求められる。このような性質及び目的から本件業務は競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約に付する。</p> <p>糸満漁業協同組合は糸満漁港(中・南地区)を拠点として活動しており、日頃から漁業者の要望等を蓄積している。また、漁港内に常駐していることから、緊急事態に対して迅速に対応することも可能である。したがって、本件業務の性質を満たし、目的に合致する業者は糸満漁業協同組合のみであるため、同漁業協同組合を選定する。</p> | 特命随意 契約 |
| 62 | 南部農林 土木事務所 | 当添漁港巡回 清掃業務委託 | 平成31年 4月26日 | 1,732,500 | 与那原・西原町漁業協同 組合 | 沖縄県島尻郡与那原町 字板良敷649 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本件業務の目的は漁港を常時良好な状態に保つこと等であるが、漁港内での緊急事態(水難事故や漂着物の撤去等)の発生も想定されるため、受注者は緊急事態に対して迅速に対応できることが求められる。このような性質及び目的から本件業務は競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約に付する。</p> <p>与那原・西原町漁業協同組合は当添漁港を拠点として活動しており、日頃から漁業者の要望等を蓄積している。また、漁港内に常駐していることから、緊急事態に対して迅速に対応することも可能である。したがって、本件業務の性質を満たし、目的に合致する業者は与那原・西原町漁業協同組合のみであるため、同漁業協同組合を選定する。</p> | 特命随意 契約 |
| 63 | 農地農村 整備課 | 建設行政情報 システム農林 水産部運用支 援業務 | 平成31年 4月1日 | 2,970,000 | 富士通(株)沖縄支店 | 沖縄県那覇市久茂地1- 12-12 ニッセイ那覇セン タービル | 第167条の2 第1項第2号 | <p>建設行政情報システムは、平成8年から稼働している建設行政システムを再開発したものであり、システムの基本部分については、開発者が著作権を有している。</p> <p>また、当該システムの改修と運用をそれぞれ別業者に委託するのは、安全性、保守性の面から不適切であると判断されることから、開発者である富士通(株)沖縄支店を契約の相手方として選定した。</p> | 特命随意 契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|------------------------------------|---------------|------------|--|------------------------------------|-------------------|--|------------|
| 64 | 農地農村 整備課 | 沖縄県用地補償管理、土地評価価格算定システム運用保守委託業務 | 平成31年 4月1日 | 1,296,000 | (株)創和ビジネス・マシンズ | 沖縄県那覇市泉崎2丁目23番2号 | 第167条の2 第1項第2号 | 公募型プロポーザル方式で採用され、本システムの開発業務を担った当該企業が著作権を有しており、他の業者がシステムの修正等を行うことが困難であること、システム稼働後の運用コストを含めた業者選定であることから、当該企業を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |
| 65 | 農地農村 整備課 | 水土里情報システム利用契約 | 平成31年 4月1日 | 2,356,020 | 沖縄県土地改良事業団体連合会 | 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該システムは実施済みの土地改良事業に関する情報や海岸保区域、農地筆ごとの情報等を航空写真上に表示できるため、現地調査等に要していた時間を削減でき、業務の効率化に有用である。また、インターネットに接続したシステムであることから、システム内の情報更新を速やかに行い閲覧することができる。これらの条件を満たす当該システムを運用しているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであることから、契約の相手方として選定した。 | 特命随意 契約 |
| 66 | 農地農村 整備課 | 平成31年度農業農村整備標準積算システム沖縄県補助版運用保守委託業務 | 平成31年 4月1日 | 4,503,600 | 一般社団法人農業農村整備情報総合センター | 東京都中央区日本橋富沢町10-16 | 第167条の2 第1項第2号 | 農業農村整備標準積算システムは農林水産省の開発したシステムを基本としており、当該システムの使用許諾を得ている(一社)農業農村整備情報総合センターのみが運用保守を行い得る。 | 特命随意 契約 |
| 67 | 森林管理 課 | 令和元年度沖縄型森林環境保全事業防除戦略検討委託業務 | 令和元年 6月6日 | 63,145,440 | 株式会社沖縄環境分析センター・日本工営株式会社共同企業体 ①株式会社沖縄環境分析センター ②日本工営株式会社沖縄支店 | ①沖縄県宜野湾市真栄原3-7-24 ②那覇市壺川三丁目5番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、平成29年度から令和元年度までの3年間の継続事業であり、令和元年度は、前年度までの防除の効果の評価・検証に加え、防除戦略を作成する必要があるため、前年度以前のデータの分析や課題等の整理が必要となる。 これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の業者を契約の相手方とした。なお、平成29年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--------------------------------------|-----------|--|--|---|------------------|---|--------|
| 68 | 森林管理課 | 令和元年度沖縄県産木材ブランド確立化委託業務 | 令和元年6月19日 | 8,245,000 | 有限会社沖縄マーケットプランニング | 沖縄県浦添市城間2-29-3-201 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、平成30年度から令和2年度までの3年間の継続事業であり、事業開始の平成30年度に企画競争型随意契約により、平成30年度から令和2年度までの3年間の企画提案書等を評価し、左の社を決定した。 今年度も引き続き、本事業の受託者には調査・分析能力とともに、商品のブランディング、マーケティング及びそれらの情報発信方法など継続的な知見が求められるため、これらのノウハウや前年度の事業内容、結果を熟知している同一の社を契約相手とした。 | 特命随意契約 |
| 69 | 水産課 | 未収金回収業務委託(沿岸漁業改善資金) | 平成31年4月1日 | 未収金のうち収納があった金額の30%+消費税 不納欠損処理を行った一債権について10,000円+消費税 | 株式会社沖縄債権回収サービス | 沖縄県那覇市西1丁目19番7号 | 第167条の2第1項第2号 | 債務者に関する個人情報の取扱や訪問等による督促活動に伴うが、債務者の生活を侵害することのないようにしなければならない。従って債権回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を受け、弁護士と同等の高い遵法意識を有する専門業者が適当と考えられ、一般の競争入札には適さない。 沖縄県内で法務大臣の許可を受けている委託対象の法人は1社のみであるため。 | 特命随意契約 |
| 70 | 水産課 | 平成31年度沖縄県漁業指導監督用通信委託業務 | 平成31年4月1日 | 43,043,400 | 一般社団法人沖縄県漁業無線協会 | 沖縄県糸満市西崎一丁目4番11号 | 第167条の2第1号第2号 | 沖縄周辺海域から遠洋までをカバーする通信能力を有する者は、一般社団法人沖縄県漁業無線協会の他にはないため。 また、県内漁業団体の多くが一般社団法人沖縄県漁業無線協会の会員であり、緊急時の連絡等を円滑に行うことができる。 | 特命随意契約 |
| 71 | 水産課 | 沖合操業の安全確保支援事業実施補助委託業務 | 令和元年6月28日 | 1,829,520 | 一般社団法人沖縄県漁業無線協会 | 沖縄県糸満市西崎一丁目4番11号 | 第167条の2第1号第2号 | 漁業無線、漁船等船舶に関する高度な知識を持ち、漁業団体、無線機メーカー、漁業者との無線機整備の調整及び県の検査業務支援を行えるのは一般社団法人沖縄県漁業無線協会のみである。 | 特命随意契約 |
| 72 | 水産課 | 平成31年度(2019年度)「産地発、おきなわ海藻消費拡大事業」委託業務 | 令和元年5月31日 | 26,376,300 | おきなわ海藻受託コンソーシアム ①株式会社クロックワーク ②株式会社たしざん | ①沖縄県那覇市牧志2-19-10 松善ビル1F ②東京都港区赤坂7-6-55 かすがマンション赤坂601 | 第167条の2第1号第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は評価が高く、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 73 | 水産課 | 平成31年度「県産水産物の海外市場拡大事業」委託業務 | 令和元年7月1日 | 15,926,220 | 県産水産物の海外市場拡大事業コンソーシアム ①株式会社アール・ピー・アイ ②株式会社かわまん商店 | ①東京都千代田区神田神保町2丁目38番 いちご九段ビル3階 ②沖縄県浦添市宮城1丁目24番1号 | 第167条の2第1号第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は評価が高く、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---------------------|------------|-----------|---------------------------|-------------------|-----------------------|--|--------|
| 74 | 漁港漁場課 | 平成31年度漁場整備に係る基礎調査業務 | 平成31年4月22日 | 6,978,400 | 国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所 | 長崎県長崎市多以良町1551-8 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 本件業務の目的は、漁場保全及び漁場造成の観点から、衰退したサンゴの保全・回復を図ることであり、効率面及び効果面から国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所(以下、「研究所」という。)によって新たに開発された幼生収集装置を用いた種苗生産技術を活用することとしている。しかし、本技術はまだ開発後まもなく、技術移転を図りつつ、持続的な運営体制確立のため、地元の漁業者組織を育成する必要がある。そのため、本技術を有し、試験予定海域の漁場環境に精通しており、地元漁業者との信頼関係が築けているとともに、緊急事態に対し迅速に状況確認が可能な者に事業を委託する必要がある。このような性質及び目的から、本件業務は競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約に付する。 | 特命随意契約 |
| 75 | 漁港漁場課 | 工事・委託積算システム保守管理業務 | 令和元年5月30日 | 5,287,700 | 株式会社okicom | 沖縄県宜野湾市大山1丁目17番1号 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 本業務は、「土木積算システム算明Pro」及び平成22年度より導入・稼働した「委託積算システムCalc」の保守管理業務を行うものである。「土木積算システム算明Pro」は、漁港漁場関係の歩掛を搭載している唯一の積算システムとして、(株)okicomが開発したもので、沖縄県農林水産部漁港漁場課では平成20年度に当システムの使用権利を購入(ライセンス契約)している。「委託積算システムCalc」は、漁港漁場関係の歩掛を搭載している唯一の積算システムとして、(株)okicomが開発したもので、沖縄県農林水産部漁港漁場課では平成22年度に当システムの使用権利を購入(ライセンス契約)している。ここで、両システムは(株)okicomの著作物であるため、同システムを開発した(株)okicom以外の者が保守管理を行うことはできない。よって、本委託業務はその性質が競争入札に適しないものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。 | 特命随意契約 |